

板橋区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例第19条第6項の規定に基づき、再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置に関する事務手続きについて、必要な事項を定める。

(書類の提出)

第2条 清掃事務所長（以下「所長」という。）は、事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）に対し、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（以下「規則」という。）第8条に規定する再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（規則第3号様式、以下「設置届」という。）に、次の書類を添付して提出させなければならない。

- (1) 建築物の用途別床面積内訳書
- (2) 建築物の設計概要（用途、構造、階数、建築面積、延床面積等）
- (3) 建築物の案内図（地区の写しで可）及び配置図
- (4) 建築物の各階平面図
- (5) 保管場所等の配置図（位置図）（前号の各階平面図で確認できる場合は、省略することができる。）及び敷地内運搬車通過道路図
- (6) 保管場所等の平面図、立面図及び断面図（縮尺50分の1）
- (7) 保管場所等の仕様及び面積算定図
- (8) その他、保管場所等設置に関して必要と認める図面、文書等

(受付及び調査)

第3条 所長は、建設者から設置届が提出されたときは、提出書類の不備、記入もれ等を確認のうえで受付をし、大規模建築物等の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置に係る受付簿兼処理簿（以下「受付簿兼処理簿」という。）（別記第1号様式）に記入するものとする。この場合において、提出書類に不備、記入もれ等があるときは、その理由を付して建設者に返却し、再提出させなければならない。

2 受付簿兼処理簿は再利用対象物保管場所兼廃棄物保管場所等設置台帳を兼ねる。

(受理)

第4条 所長は、設置届が提出された場合には内容を審査し、板橋区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準（以下「設置基準」という。）に適合すると認めるときはこれを受理し、設置基準に適合しないと認めるものについては、その理由を付して建設者に返却するとともに、期限を定めて、改めて提出させなければならない。

2 所長は、設置基準に適合すると認めるときは、受付簿兼処理簿によりその決定を行い、当該設置届（正本・副本）に受領印を押印し、当該設置届（副本）を建設者に送付するものとする。

(設置届の内容変更)

第5条 所長は、建設者から設置届及びその添付書類（以下「設置届等」という。）の提出後において、その内容に重大な変更を生じた旨の申し出があったときは、改めて設置届等を提出させなければならない。

(事業用大規模建築物完成後の調査)

第6条 所長は、当該事業用大規模建築物の完成後において、設置届に基づき保管場所を調査し、

保管場所が設置届の内容と相違すると認めるときは、建設者に対して必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(未届及び未設置に対する指導)

第7条 所長は、建設者が設置届を提出していないとき又は保管場所を設置していないときは、設置届を提出させ、又は保管場所を設置させなければならない。

(書類の保存)

第8条 設置届及び受付簿兼処理簿は、受理決定年月日順に保管し、当該事業用大規模建築物の完成後の調査終了後、3年間保存する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に東京都事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する事務取扱要領(以下「都要領」という。)により東京都知事がした指導その他の行為(以下この項において「指導等の行為」という。)又はこの要領の施行の際現に東京都知事に対して行っている届出その他の行為(以下この項において「届出等の行為」という。)で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、区長のした指導等の行為又は区長に対して行った届出等の行為とみなす。

3 この要領の施行前に都要領の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この要領の相当規定を適用する。

(残存用紙に関する経過措置)

4 この要領の施行前に都要領により作成された様式の用紙で区長が認めるものは、現に残存するものについて、所要の修正を加えたうえで、なお当分の間使用することができる。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成20年3月7日から施行する。

(適用範囲)

2 板橋区大規模建築物等指導要綱第2条(1)、(2)、(3)に該当する建築物は、本要領に準じた取扱いを行う。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成23年12月28日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

大規模建築物等の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置に係る
受付簿兼処理簿（表）

事案番号	分類コード	保存年限
板第号		年

処 理 区 分						決 裁 区 分					
種 類	処理内容	登録番号	受付年月日	確定年月日	打合会日程	所 長	文書主任	作業係長	統括技能長	担 当	
申出書	受 理										
建設者	(名称)				建築物	(名称)					
	(所在地)					(所在地)					
事業地面積		m ²	述べ床面積		m ²	事業用途					
廃棄物保管場所面積			m ²	再利用対象物面積			m ²	粗大ごみ			m ²
(事前協議経過)											

処 理 区 分						決 裁 区 分				
種 類	処理内容	登録番号	受付年月日	確定年月日	打合会日程	所 長	文書主任	作業係長	統括技能長	担 当
協議内容報告書	提 出									
(処理内容)										

処 理 区 分						決 裁 区 分					
種 類	処理内容	登録番号	受付年月日	確定年月日	打合会日程	所 長	文書主任	作業係長	統括技能長	担 当	
設置届	受 理										
事業地面積		m ²	述べ床面積		m ²	事業用途					
建物構造 造 (地上 階 ・ 地下 階)											
廃棄物保管場所面積			m ²	再利用対象物面積			m ²	粗大ごみ			m ²
保管設備			収集形態				使用開始日				
(処理内容)										受領印	

**大規模建築物等の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置に係る
受付簿兼処理簿（裏）**

処 理 区 分						決 裁 区 分				
種 類	処理内容	登録番号	受付年月日	確定年月日	完了検査日	所 長	文書主任	作業係長	統括技能長	担 当
完了検査	報告									
(備考)										